

議案第 4 3 号

小浜市市税条例の一部改正について

小浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市市税条例の一部を改正する条例

小浜市市税条例（昭和26年小浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「または扶養控除額」を「、扶養控除額または特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「もしくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡したた

は同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定および附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条および第18条の3の改正規定ならびに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の小浜市市税条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2および第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあ

るのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項および第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、市税条例第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。
 - (1) 市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 4 4 号

小浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

小浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

小浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2中1から4の部までを次のように改める。

1 市長	重度障がい者(児)医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	法律に基づく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)もしくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	母子家庭等医療費助	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	成に関する事務であ って規則で定めるも の	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 の措置に関する事務 であって規則で定め るもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による 介護保険の認定に関する情報であって規則で 定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

小浜市健康管理センターの設置および管理に関する条例の一部改正について

小浜市健康管理センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市健康管理センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

小浜市健康管理センターの設置および管理に関する条例（令和５年小浜市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条中第７号を第８号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

（４）地域福祉に関すること。

別表第２中

「

健康づくり・介護予防エリア	個人利用	１回につき１，５００円
---------------	------	-------------

」

を

「

健康づくり・介護予防エリア	個人利用	１回につき１，５００円
		１月につき６，０００円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、令和７年８月１日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の小浜市健康管理センターの設置および管理に関する条例第５条の規定は、令和７年４月１日から適用する。